

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応チェックリスト（入所系）

- ポイント
感染が強く疑われる者／濃厚接触者／それ以外に分けて対応する

①情報共有・報告

- ☐ 新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）
平日概ね 9 時～17 時：各保健所／土日祝日・夜間：合同電話相談センター 03-5320-4592
- ☐ 施設長等、施設内（事業継続の判断）
- ☐ 指定権者（東京都または区市町村）、保険者（区市町村）
- ☐ 医師（担当医・主治医・配置医・産業医等）
- ☐ 家族等

②消毒・清掃（利用した部屋や共用スペース・使用した物品）

- ☐ 手袋を着用し消毒用エタノール液で清拭、または
次亜塩素酸ナトリウム液で清拭・水拭き・乾燥（次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧は有害で危険）

③濃厚接触者した利用者・職員の特定（発症 2 日前以降で総合的に判断）

- ☐ 同居あるいは長時間の接触（車内等を含む）があった者
- ☐ 感染防護（マスク等個人防護具）なしに診察・看護・介護した者
- ☐ 感染予防（マスク・手指消毒等）なしに目安 1 メートル以内で 15 分以上接触があった者
- ☐ 痰・体液・排泄物等の汚染物質（ティッシュ・タオル等）に直接触れた可能性の高い者

④濃厚接触した利用者への対応（PCR 検査等）

- ☐ 原則として個室に移動、生活空間・動線の区分け（ゾーニング）
- ☐ 担当職員を固定
- ☐ 換気 1 時間に 2 回以上数分間二方向の窓を全開（個室・共有スペース等）
- ☐ 職員は使い捨て手袋・マスクを着用
（利用者がマスク着用できなければ、使い捨てエプロン・ガウン等を着用）
- ☐ ケア前後の手洗いまたは手指消毒の徹底
（手洗いや手指消毒の前に自身の顔（目・鼻・口）を触らない）
- ☐ 体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用
- ☐ 来訪者との接触制限

⑤濃厚接触した職員への対応（PCR 検査等）

- ☐ 自宅待機 14 日間（保健所の指示に従う）

⑥施設出入り者の記録（常時）

- ☐ 職員
- ☐ 面会者
- ☐ 業者

【濃厚接触した利用者への個別ケア】

(i)食事の介助

- ☐原則として個室
- ☐食事前の手洗い
- ☐食器は使い捨て、または専用にして洗剤で洗い熱水消毒か自動食器洗浄機（80℃ 10 分間）
- ☐器具等は洗剤で洗い熱水消毒か次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後洗浄

(ii)排泄の介助

- ☐使用するトイレは専用
- ☐おむつ交換は手袋・マスク・使い捨てエプロンを着用
- ☐おむつ処理は手袋を着用しビニール袋等で密封・廃棄後に手洗い
(介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設等では感染性廃棄物として処理)
- ☐ポータブルトイレの場合は使用後に次亜塩素酸ナトリウム液で消毒

(iii)清潔・入浴の介助

- ☐介助が必要な場合は清拭
- ☐個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は入浴可

(iv)リネン・衣類の洗濯

- ☐熱水洗濯機（80℃ 10 分間）で処理・洗浄後乾燥、または
次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後洗濯・乾燥
- ☐ティッシュ等のゴミ処理は手袋を着用しビニール袋等で密封・廃棄後に手洗い
(介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設等では感染性廃棄物として処理)

【感染確定後の対応】

- ☐感染職員は休職扱い（休業補償・労災保険の適用等の検討）
- ☐濃厚接触者の PCR 検査（保健所の指示による）
- ☐濃厚接触した職員の自宅待機指示
- ☐家族等への継続的連絡
- ☐定期的な医療派遣
- ☐衛生・防護用品の確保（マスク・エプロン・ガウン・手袋・消毒用エタノール液等）
- ☐区市町村及び東京都への事故報告書提出

【参考】

厚生労働省 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日事務連絡）
厚生労働省 高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）
厚生労働省 ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと~8つのポイント（2020年3月1日）
日本環境感染学会 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第3版）（2020年5月7日）
日本環境感染学会 高齢者介護施設における感染対策（第1版）（2020年4月3日）
日本環境感染学会 高齢者福祉施設の方のための Q&A（2020年3月10日）第2版（2020年5月26日）
国立感染症研究所 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和2年5月29日版）
環境省 医療関係機関やその廃棄物を取り扱うみなさまへ新型コロナウイルスの廃棄物について／新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応チェックリスト（通所系）

〔 ●ポイント サービスがなければ生命の維持が困難な人を事前に把握し、
介護事業所を中心に代替サービスを想定・準備しておく 〕

①情報共有・報告

- ☐ 新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）
平日概ね 9 時～17 時：各保健所／土日祝日・夜間：合同電話相談センター 03-5320-4592
- ☐ 管理者等、事業所内（事業継続の判断）
- ☐ 指定権者（東京都または区市町村）、保険者（区市町村）
- ☐ ケアマネジャー（代替サービスの検討）
- ☐ 医師（主治医等）
- ☐ 家族等

②消毒・清掃（利用した部屋や共用スペース・物品・車両等）

- ☐ 手袋を着用し消毒用エタノール液で清拭、または
次亜塩素酸ナトリウム液で清拭・水拭き・乾燥（次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧は有害・危険）
- ☐ 送迎車の換気・消毒

③濃厚接触した利用者・職員の特定（発症 2 日前以降で総合的に判断）

- ☐ 同居あるいは長時間の接触（車内等を含む）があった者
- ☐ 感染防護（マスク等个人防护具）なしに診察・看護・介護した者
- ☐ 感染予防（マスク・手指消毒等）なしに目安 1 メートル以内で 15 分以上接触があった者
- ☐ 痰・体液・排泄物等の汚染物質（ティッシュ・タオル等）に直接触れた可能性の高い者

④濃厚接触した利用者への対応（PCR 検査等）

- ☐ 在宅療養 14 日間（自宅待機時の注意事項（次頁）を確認）
短期入所利用の場合は入所系と同様に対応
- ☐ 生活に必要なサービスの確保（保健所・ケアマネジャーと連携）

⑤濃厚接触した職員への対応（PCR 検査等）

- ☐ 自宅待機 14 日間（自宅待機時の注意事項（次頁）を確認）

⑥施設出入り者の記録（常時）

- ☐ 職員
- ☐ 面会者
- ☐ 業者

【感染確定後の対応】

- ☐ 感染職員は休職扱い（休業補償・労災保険の適用等の検討）
- ☐ 濃厚接触者の PCR 検査（保健所の指示による）
- ☐ 濃厚接触した職員の自宅待機指示
- ☐ 濃厚接触した利用者の代替サービスの検討
- ☐ 家族等への継続的連絡
- ☐ 定期的な医療派遣
- ☐ 衛生・防護用品の確保（マスク・エプロン・ガウン・手袋・消毒用エタノール液等）
- ☐ 事業継続の判断
- ☐ 区市町村への事故報告書提出

【自宅待機時の注意事項】

1. 感染疑い者と同居者の部屋を分離
2. 世話をする人を限定
3. 家族全員がマスクを着用
4. こまめに手洗い
5. 日中はできるだけ換気
6. 共用部分を消毒
7. 汚れたリネン・衣類を洗濯
8. ゴミは密閉して廃棄

【参考】

厚生労働省 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日事務連絡）
厚生労働省 高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）
厚生労働省 ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと~8つのポイント（2020年3月1日）
日本環境感染学会 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第3版）（2020年5月7日）
日本環境感染学会 高齢者介護施設における感染対策（第1版）（2020年4月3日）
日本環境感染学会 高齢者福祉施設の方のための Q&A（2020年3月10日）第2版（2020年5月26日）
国立感染症研究所 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和2年5月29日版）
環境省 新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応チェックリスト（訪問系）

〔 ●ポイント サービスがなければ生命の維持が困難な人を事前に把握し、
介護事業所を中心に代替サービスを想定・準備しておく 〕

①情報共有・報告

- ☐ 新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）
平日概ね 9 時～17 時：各保健所／土日祝日・夜間：合同電話相談センター 03-5320-4592
- ☐ 管理者等、事業所内
- ☐ 指定権者（東京都または区市町村）、保険者（区市町村）
- ☐ ケアマネジャー（代替サービスの検討）
- ☐ 医師（主治医等）
- ☐ 家族等

②濃厚接触した利用者・職員の特定（発症 2 日前以降で総合的に判断）

- ☐ 同居あるいは長時間の接触（車内等を含む）があった者
- ☐ 感染防護（マスク等個人防護具）なしに診察・看護・介護した者
- ☐ 感染予防（マスク・手指消毒等）なしに目安 1 メートル以内で 15 分以上接触があった者
- ☐ 痰・体液・排泄物等の汚染物質（ティッシュ・タオル等）に直接触れた可能性の高い者

③濃厚接触した利用者への対応（PCR 検査等）

- ☐ 在宅療養（自宅待機時の注意事項（次頁）を確認）
- ☐ 生活に必要なサービスの確保（保健所・ケアマネジャーと連携）

④濃厚接触した職員への対応（PCR 検査等）

- ☐ 自宅待機 14 日間（自宅待機時の注意事項（次頁）を確認）

【濃厚接触した利用者への個別ケア】

(i)食事の介助

- ☐ 食事前の手洗い
- ☐ 食器は使い捨て容器

(ii)排泄の介助

- ☐ おむつ交換では手袋・マスク・使い捨てエプロンを着用
- ☐ ポータブルトイレの場合、使用後に次亜塩素酸ナトリウム液で消毒

(iii)清潔・入浴の介助、洗濯

- ☐ 介助が必要な場合、清拭
- ☐ 洗濯では手袋とマスクを着用、一般的な家庭用洗剤で洗濯、完全に乾燥

(iv)環境整備

- ☐ 清掃では手袋を着用し消毒用エタノール液で清拭、または
次亜塩素酸ナトリウム液で清拭・水拭き・乾燥（次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧は有害で危険）
- ☐ ティッシュ等のゴミはビニール袋に入れて散乱させない

【サービス提供にあたっての留意事項】

- ☐ 出勤前の検温（発熱・風邪症状がある場合は出勤しない）
- ☐ 可能な限り担当職員を分けて固定
- ☐ 訪問時間を短縮する、その日の最後に訪問する等工夫
- ☐ 長時間の見守りでは可能な範囲で距離を保持
- ☐ 換気を徹底
- ☐ ケアする場合は手袋とマスクを着用
- ☐ 飛沫感染のリスクが高い場合は必要に応じてゴーグル、ガウン等を着用
- ☐ ケア前後の手洗いまたは手指消毒の徹底
（手洗いや手指消毒の前に自身の顔（目・鼻・口）を触らない）
- ☐ 体温計等は消毒用エタノールで消毒

【感染確定後の対応】

- ☐ 感染職員は休職扱い（休業補償・労災保険の適用等の検討）
- ☐ 濃厚接触者の PCR 検査（保健所の指示による）
- ☐ 濃厚接触した職員の自宅待機指示
- ☐ 濃厚接触した利用者の生活に必要なサービスの確保（保健所・ケアマネジャーと連携）
- ☐ 家族等への継続的連絡
- ☐ 定期的な医療派遣
- ☐ 衛生・防護用品の確保（マスク・エプロン・ガウン・手袋・消毒用エタノール液等）
- ☐ 事業継続の判断
- ☐ 区市町村への事故報告書提出

【自宅待機時の注意事項】

1. 感染疑い者と同居者の部屋を分離
2. 世話をする人を限定
3. 家族全員がマスクを着用
4. こまめに手洗い
5. 日中はできるだけ換気
6. 共用部分を消毒
7. 汚れたりネン・衣類を洗濯
8. ゴミは密閉して廃棄

【参考】

厚生労働省 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日事務連絡）
厚生労働省 高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）
厚生労働省 ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと~8つのポイント（2020年3月1日）
日本環境感染学会 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第3版）（2020年5月7日）
日本環境感染学会 高齢者介護施設における感染対策（第1版）（2020年4月3日）
日本環境感染学会 高齢者福祉施設の方のための Q&A（2020年3月10日）第2版（2020年5月26日）
国立感染症研究所 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和2年5月29日版）
環境省 新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

令和2年6月10日版 作成:東京都新型コロナウイルス感染症対策医療介護福祉サービス等連携連絡会（協力:全国老人保健施設協会）